

## シェアリングエコノミー検討会議の開催について

〔平成 28 年 7 月 1 日〕  
情報通信技術（IT）総合戦略室長決定

1. シェアリングエコノミーは、我が国に散在する遊休資産やスキル等の有効活用を進めるとともに、潜在需要を喚起し、イノベーションと新ビジネスの創出に貢献する可能性を有している。こうしたシェアリングエコノミーの健全な発展に向け、民間団体等による自主的なルール整備をはじめとした必要な措置の検討に資するため、シェアリングエコノミー検討会議（以下「検討会議」という。）を開催する。
2. 検討会議は、別紙に掲げる者により構成し、情報通信技術（IT）総合戦略室長の下に開催する。
3. 情報通信技術（IT）総合戦略室長は、別紙に掲げる者の中から、検討会議の主査を指名する。
4. 主査は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
5. 検討会議の庶務は、内閣官房において処理する。
6. 前各項に掲げるもののほか、検討会議の運営に関する事項その他必要な事項は、主査が定める。